平成２３年（フ）第８２号
徳島市名東町１丁目390番地の４
債務者　岡本　佳子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
徳島市川内町榎瀬669番地の６　フロムＴ107号室
債務者　小梯　憲介
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１４号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任120番地１―101号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１５号
徳島市国府町早淵777番地の８、旧住所徳島県板野郡上板町佐藤塚字西180番地１
債務者　丸川　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
徳島市南佐古七番町６番12号、旧住所徳島市南矢三町３丁目９番32号
債務者　粟原　敏明
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
徳島市南島田町１丁目37番地の４
債務者　後藤田明美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田14番地４
債務者　永井亜紀子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路182番地１　アーバンライフ室小路Ｂ102号
債務者　菅原　忠臣
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路182番地１　アーバンライフ室小路Ｂ102号
債務者　菅原　寿子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０３号
盛岡市盛岡駅西通１丁目２番１―704号
債務者　岩谷　輝雄
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１４号
盛岡市津志田21地割13番地１　コーポ熊谷２号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割50番地７
債務者　高橋　昭紀
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１５号
盛岡市津志田21地割13番地１　コーポ熊谷２号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割50番地７
債務者　高橋　麻美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５３号
福島県郡山市七ッ池町３番12号　ファミールハイツ２棟102号
債務者　菊地　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
和歌山県岩出市金池186―２　メゾン金池、住民票上の住所和歌山市福島555番地の１
債務者　西口　弘晃
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１０号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５　県営住宅９棟４階167号
債務者　北橋　猛宏
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１４号
和歌山県紀の川市名手市場1239番地29
債務者　平島　正博
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１６号
和歌山県有田市糸我町西967番地の２
債務者　林　　和美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係